# すみだ産業会館条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案現 行(事業)<br/>第2条 産業会館は、前条の目的を達成する[同左]第2条 産業会館は、前条の目的を達成する第2条 [同左]

- 男2余 産業会館は、削余の目的を達成する ため、次の事業を行う。
  - (1) [略]
  - (2) 区内優良生産品の紹介及び取引の<u>あっ</u>せんに関すること。
  - (3) 〔略〕
  - (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(利用の不承認)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、施設等の利用 の承認をしないものとする。
  - (1) [略]
  - (2) 施設等を<u>毀損</u>するおそれがあるとき。
  - (3) [略]

(利用料金の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、利用の承認 を取り消し、又は利用を制限し、若しくは 停止することができる。
  - (1) (2) 【略】
  - (3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。
  - (4) 〔略〕

(指定管理者による管理)

- 第16条 区長は、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第244条の2第3項の規 定により、法人その他の団体であって区長 が指定するものに、産業会館の業務のうち 次に掲げるものを行わせることができる。
  - (1) (2) 〔略〕
  - (3) 施設等の維持管理(軽微な修繕工事を 含む。以下同じ。)に関すること。
  - (4) 〔略〕
- 2 [略]

(指定管理者の指定の手続)

- 第17条 〔略〕
- 2 〔略〕
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) [略]
- (2) 区内優良生産品の紹介及び取引の<u>あっ</u> 旋に関すること。
- (3) 〔略〕
- (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

〔同左〕

第7条 〔同左〕

- (1) 〔略〕
- (2) 施設等をき損するおそれがあるとき。
- (3) [略]

〔同左〕

第13条 [同左]

- (1) (2) 【略】
- ③ 災害その他の事故により施設等<u>の利用</u>ができなくなったとき。
- (4) 〔略〕

〔同左〕

第16条 〔同左〕

- (1) (2) 【略】
- (3) 施設等の維持管理(軽微な修繕工事を 含む。)に関すること。
- (4) **〔略〕**
- 2 [略]

〔同左〕

- 第17条 〔略〕
- 2 〔略〕
- 3 [同左]

- (1) 産業会館の管理に<u>当たり</u>、サービスの 向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、産業会館の効用を最大限に発揮<u>することが</u>できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。
- (3) [略]

# 別表

X		分		利	用		料		金			
				前			後		夜	:	間	
			午前 9	時から	午後	1	時か	5	午後	5	時3	0
			正午ま	で	午後	4	時3	0	分かり	5	午後	9
					分ま	で			時ま	で		
展	示	室	96	,200円	11:	2,	200	円	104	4,	200	円
会	議	室	6	,100円		6,	800	円	1	1,	000	円
付	帯部	備	1件、	1回に	つき		6,00	0 F	<del>"</del>			

### 付記

- 1 展示室及び会議室については、次に掲げる時間を「午前」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」又は「夜間」の利用料金は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。
  - (1) 展示室
    - ア 午前7時から午前9時まで 「午前」と「午後」との利用料金 の合計額の2割相当額
    - イ 午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の3割相当額
    - ウ 午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の3割相当額
  - (2) 会議室
    - ア 午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の3割相当額
    - イ 午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の3割相当額
- 2 区内に住所を有する者その他の規則 で定める者以外の者が利用する場合の 利用料金の額は、この表(付帯設備に 係る部分を除く。)に定める額(付記 1の規定による額を含む。)に当該額 の1割相当額を加えた額とする。

- (1) 産業会館の管理に<u>あたり</u>、サービスの 向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、産業会館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。
- (3) [略]

# 別表

1-2										
		;		利	用	料		金		
			午	前	午	後		夜	間	
区		分	午前 9	時から	午後	1 時か	5	午後	5 時 3	0
			正午ま	で	午後4	4時3	0	分から	5午後	9
					分まで	で		時まで	C	
展	示	室	〔同左	)	〔同2	生)		[同差	눈)	
会	議	室	〔同左	]	〔同君	도)		[同差	눈)	
付	帯部	備	〔同左	)						

#### 付記

展示室及び会議室については、次に掲げる時間を「午前」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」又は「夜間」の利用料金は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。

#### (1) 展示室

- ア 午前7時から午前9時まで 「午 前」と「午後」との利用料金の合計 額の2割相当額
- イ 午前8時から午前9時まで 「午 前」の利用料金の3割相当額
- ウ 午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の3割相当額
- (2) 会議室
  - ア 午前8時から午前9時まで 「午 前」の利用料金の3割相当額
  - イ 午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の3割相当額 〔新設〕

付 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

この条例の施行の際、 なお従前の例による。	現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、